



【居宅介護支援】
特定事業所加算
算定のガイドブック

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 特定事業所加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 特定事業所加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 特定事業所加算の算定要件・・・・・・・・ 6
- 特定事業所加算を算定するまでの流れ・・・・ 7～21
- 特定事業所加算のQ&A・・・・・・・・・・ 22～28

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、居宅介護支援事業所における特定事業所加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



特定事業所加算とは？

居宅介護支援における特定事業所加算とは、中重度者や支援困難ケースへの対応、専門性の高い人材の確保など、公正中立で質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するための加算です。

令和3年度の介護報酬改定では、性質の違いから現行の特定事業所加算（Ⅳ）の区分が廃止され、特定事業所医療介護連携加算に移行しました。また、小規模の事業所が事業所間連携により体制確保・対応を行うことで算定できる特定事業所加算（Ⅰ）の区分が創設され、現行からある特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の区分について、単位数、算定要件の一部について見直しが行われています。

介護事業経営実態調査によると、居宅介護支援の経営状況は全国平均でマイナス収支となっていますが、その中でも、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定している事業所は黒字収支となっていて、特定事業所加算（Ⅲ）を算定している事業所は特定事業所加算を算定していない事業所に比べ収支差率が良い状況であることが示されています。

このような背景からも、特定事業所加算を新たに算定すること、そして、より上位の区分を算定することは、居宅介護支援事業所の経営にとっても重要な取り組みとなっています。

特定事業所加算の単位数

加算の区分	単位数
特定事業所加算（Ⅰ）	505単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	407単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	309単位/月
特定事業所加算（A）	100単位/月

【参考】

- 特定事業所加算（Ⅰ）を算定し、利用者が月150人いる場合
 $505 \text{ 単位} \times 150 \text{ 人} \times 10 \text{ 円} = 757,500 \text{ 円}$
- 特定事業所加算（Ⅱ）を算定し、利用者が月150人いる場合
 $407 \text{ 単位} \times 150 \text{ 人} \times 10 \text{ 円} = 610,500 \text{ 円}$

特定事業所加算の算定要件

算定要件	I	II	III	A
1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置	2人	1人	1人	1人
2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置	3人	3人	2人	1人
3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で配置	×	×	×	1人
4) 利用者に関する情報等の伝達等を目的とした会議を定期的開催	○	○	○	○
5) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保	○	○	○	○
6) 要介護状態区分が要介護3、4、5である者の占める割合が100分の40以上	○	×	×	×
7) 当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施	○	○	○	○
8) 地域包括から支援が困難な事例を紹介された場合において、指定居宅介護支援を提供	○	○	○	○
9) 地域包括等が実施する事例検討会等に参加	○	○	○	○
10) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない	○	○	○	○
11) 介護支援専門員1人当たり40名未満（居宅介護支援費（II）は45名未満）	○	○	○	○
12) 介護支援専門員実務研修の実習等に協力又は協力体制を確保	○	○	○	○
13) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施	○	○	○	○
14) 多様な主体等が提供する生活支援サービスを含めた居宅サービス計画を作成	○	○	○	○

特定事業所加算を算定するまでの流れ

①人材確保

- 主任介護支援専門員の配置
- 介護支援専門員の配置

②体制整備

- 定期的な会議の開催予定
- 24時間連絡体制の確保
- 研修計画の作成
- 困難事例の受入体制
- 実習の協力体制
- 運営基準減算、特定事業所集中減算の対象外

③利用者の人数・割合

- 1人当たりの利用者が40名（または45名）未満
- 要介護3、4、5の利用者

④所轄官庁への届出

- 届出書、添付書類の提出

⑤重要事項説明書の変更

- 重要事項説明書の変更
- 利用者、家族への説明

⑥算定要件に基づく取組の実施

- 計画に基づいた研修の実施
- 定期的な会議の開催
- 包括との連携、事例検討会の参加、他の居宅との事例検討会、研修会の開催
- 生活支援サービスを含めた居宅サービス計画書の作成

特定事業所加算を算定するまでの流れ

①人材確保

【特定事業所加算の人員配置要件】

特定事業所加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none">● 常勤専従の主任介護支援専門員を『2名』以上配置していること。● 常勤専従の介護支援専門員を『3名』以上配置していること。
特定事業所加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none">● 常勤専従の主任介護支援専門員を『1名』以上配置していること。● 常勤専従の介護支援専門員を『3名』以上配置していること。
特定事業所加算（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none">● 常勤専従の主任介護支援専門員を『1名』以上配置していること。● 常勤専従の介護支援専門員を『2名』以上配置していること。
特定事業所加算（A）	<ul style="list-style-type: none">● 常勤専従の主任介護支援専門員を『1名』以上配置していること。● 常勤専従の介護支援専門員を『1名』以上配置していること。● 介護支援専門員を『常勤換算で1名』以上配置していること。（非常勤可。）

【配置のポイント】

- 主任介護支援専門員と介護支援専門員は、別に配置する必要があるため、少なくとも**（Ⅰ）は5名、（Ⅱ）は4名、（Ⅲ）は3名の常勤職員を配置**する必要がある。
- （A）における常勤換算の介護支援専門員は、他の事業所の職務と兼務することが可。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

②体制整備 1. 定期的な会議の開催準備

定期的な会議の開催 ⇒ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A) の要件

- 利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達を目的とした会議をおおむね1週間に1回以上開催すること。
- 会議の記録を作成し、2年間保存すること。

【会議の準備のポイント】

- 会議はテレビ電話等のICTを活用して開催することが可。使用する場合は厚生労働省のガイドライン等を参考にした社内の運用方法を定める。
- 会議の年間開催予定を作成する。
- 議題や会議録の作成方法を定める。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

②体制整備 2. 24時間連絡体制の確保

24時間連絡体制の確保 ⇒ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A) の要件

- 24時間連絡体制を確保していること。
- 必要に応じて、利用者等からの相談に対応できる体制を確保していること。

※ (A) の場合は連携による体制の確保が可。

【24時間連絡体制のポイント】

- 24時間連絡体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができる体制。
- 事業所の介護支援専門員による輪番制の対応も可。
- 会社で携帯電話を契約する。
- 輪番制のスケジュールを作成する。
- 輪番制の対応に関わる手当等を設定する。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

②体制整備 3. 研修計画の作成

研修計画の作成 ⇒ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A) の要件

- 介護支援専門員の資質向上のための研修体系を定めること。
- 研修実施のための勤務体制の確保について定めること。
- 個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を年度が始まる前に作成すること。
- 管理者が、研修目標の達成状況について、適宜、確認すること。

※ (A) の場合は連携・共同開催による研修の実施が可。

【研修計画の作成のポイント】

- 能力・スキルとそれを習得するための研修を研修体系として定める。
- 事業所全体の研修計画と個人毎の研修計画を作成する。
- 参考情報：従業者個人がどのような能力、知識、経験等を有しているかを把握して、個人がどのような能力を習得したいか、事業所がどのような能力を習得させたいか、という視点から作成する。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

②体制整備 4. 困難事例の受入体制

困難事例の受入体制 ⇒ (I) (II) (III) (A) の要件

- 地域包括支援センターから困難事例を紹介された場合でも、その利用者に居宅介護支援サービスを提供していること。
- 事業所自ら積極的に困難事例を受け入れること。
- 常に地域包括支援センターとの連携を図っていること。

【困難事例の受入体制のポイント】

- 事業所の運営規程に記載する。

加算の届出に、「運営規程」の添付を求められることがあります。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

②体制整備 5. 実習の協力体制

実習の協力体制 ⇒ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A) の要件

- 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。

【実習の協力体制のポイント】

- 実際に実習の受入を行っていなくても、受入体制があれば可。
- 研修の実施主体との間で実習等の受入れを行うことに同意している書面が必要。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

③利用者の人数・割合 1. 一人当たりの利用者が40名（または45名）未満

一人当たりの担当利用者が40名（または45名）未満 ⇒ (I) (II) (III) (A) の要件

- 原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり利用者数が40名未満であること。
- 居宅介護支援費（II）を算定する場合は、介護支援専門員1名当たり利用者数が45名未満であること。
- 1名当たりの利用者数が不当に特定の職員に偏らないように配慮すること。

【居宅介護支援費（II）】

居宅介護支援費（II）は、適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、令和3年度の介護報酬によって創設された区分です。

ICT（情報通信機器）の活用、または事務職員を配置し、業務等の負担軽減や効率化を図っている場合、（i）の区分の単位数を算定できる利用者数（特定事業所加算の算定要件になる利用者数）が、介護支援専門員1名当たり45名未満となります。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

③利用者の人数・割合 2. 要介護3、4、5の利用者が40%以上

要介護3、4、5の利用者が40%以上 ⇒ (1)の要件

- 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、4、5の利用者が40%以上であること。
- 毎月、要介護3、4、5の利用者の割合を記録していること。

【要介護3、4、5の利用者の割合の留意点】

特定事業所加算を算定する事業所は、要介護3、4、5の利用者以外にも、常に積極的に困難事例の受入れが求められています。

また、地域包括支援センターから紹介された困難事例に該当するケースは、例外的に、要介護3、4、5の利用者の割合の対象外として取扱うことができます。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

④所轄官庁への届出

特定事業所加算を算定開始する際、区分に応じて所轄官庁へ以下のような書類を届け出る必要があります。

【提出書類の例】	【添付書類の例】
<ul style="list-style-type: none">● 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書● 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表● 特定事業所加算に係る届出書● 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none">● 主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し● 会議の定期的な開催を確認できる資料・会議予定表● 24時間連絡体制を確認できる資料● 全体の研修計画書・個別研修計画書● 運営規程● 1名当たりの担当利用者数が確認できる資料● 介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録に関する同意書の写し● 事例検討会、研修会などの実施がわかる資料● 要介護3、4、5の割合の計算資料 など

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

⑤重要事項説明書の変更

利用者と契約を交わす際、契約についての重要事項説明書には、事業所が算定する加算について記載する欄があります。特定事業所加算を算定することになった場合、重要事項説明書の加算の欄と、緊急時の連絡先等について状況を記載し、その内容を利用者・家族へ説明して同意を得ることになります。

※重要事項説明書の記載例

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	300単位	1月あたり ● 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ● 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ● 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（1）	200単位	1月あたり 入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
・・・	・・・	・・・
特定事業所加算（1）	505単位	1月あたり

特定事業所加算を算定するまでの流れ

⑥算定要件に基づく取組の実施 1. 計画に基づいた研修の実施

加算を算定するためには、研修計画に基づいた研修を実施しなくてはなりません。

【研修実施のポイント】

- 研修の実施にあたり、勤務体制を調整する。
- 研修の目標に対して、研修受講後の達成状況を確認する。
- 必要に応じて改善措置を講じる。



特定事業所加算を算定するまでの流れ

⑥算定要件に基づく取組の実施 2. 定期的な会議の開催

【包括との連携、事例検討会の参加のポイント】

- 会議の目的は、『利用者に関する情報の伝達』と『サービス提供の留意事項の伝達』。
- 議題には、以下の議事を含める。
 - 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - ケアマネジメントに関する技術
 - 利用者から苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - その他必要な事項
- 1週間に1回以上開催する。
- 会議の開催状況を記録する。
- テレビ電話等のICTを活用して開催することが可。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

⑥算定要件に基づく取組の実施 3. 事例検討会の参加等

包括が主催する事例検討会への参加 ⇒ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A) の要件

- 地域包括支援センターが主催する事例検討会に参加していること。

他の居宅との共同の事例検討会・研修会の実施 ⇒ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A) の要件

- 他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- 事例検討会の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、年度が始まる前に計画を作成すること。年度の途中から加算を算定する場合は、届出を行うまでに計画を作成すること。

※ (A) の区分では、連携先事業所と共同開催による実施が可。

【共同の事例検討会・研修会の実施の目的】

質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域におけるケアマネジメントの質の向上を牽引するために、自ら率先して、他の法人が運営する事業所の職員も参加する事例検討会や研修会を実施することが求められています。

特定事業所加算を算定するまでの流れ

⑥算定要件に基づく取組の実施 4. 生活支援サービスを含めた居宅サービス計画書の作成

令和3年度の介護報酬改定により、特定事業所加算の算定要件に、こちらの項目が追加されました。

- 必要に応じて、『多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス』が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

【多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス】

介護給付等対象サービス以外のサービスを指します。

- 保健医療サービス。
- 福祉サービス。
- 地域住民による自発的な活動によるサービス。

※これらのサービスには、インフォーマルサービスを含みます。

特定事業所加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問113

Q.

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（A）において新たに要件とされた、「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」については、必要性を検討した結果、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスを位置付けたケアプランが事業所の全てのケアプランのうち1件もない場合についても算定できるのか。

A.

算定できる。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を説明できるようにしておくこと。

特定事業所加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問114

Q.

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（A）において新たに要件とされた、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは具体的にどのようなサービスを指すのか。

A.

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）3（7）④を参照されたい。

《参考》通知：第2の3（7）④

居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。

なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。

特定事業所加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月22日 問137

Q.

特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅲ）において新たに要件とされた、他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等については、市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同して実施した場合も評価の対象か。

A.

貴見のとおりである。

ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。

特定事業所加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問186

Q.

特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、実習受入以外に該当するものは何か。例えば、地域で有志の居宅介護支援事業所が開催する研修会を引き受けるといった場合は含まれるのか。

また、実習受入れの際に発生する受入れ経費（消耗品、連絡経費等）は加算の報酬として評価されていると考えてよいか。（実務研修の受入れ費用として、別途、介護支援専門員研修の研修実施機関が負担すべきか否か検討をしているため）

A.

OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修（地域同行型実地研修）や、市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員を同行させるなどの人材育成の取組を想定している。当該事例についても要件に該当し得るが、具体的な研修内容は、都道府県において適切に確認されたい。

また、実習受入れの際に発生する受入れ経費（消耗品費、連絡経費等）の取扱いについては、研修実施機関と実習を受け入れる事業所の間で適切に取り決められたい。

特定事業所加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問109

Q.
加算の要件中「(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。」とあり、「毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない」とあるが、各年4月に算定するにあたり、事業所は報酬算定にかかる届出までに研修計画を定めれば算定できるのか。

A.
算定できる。各年4月に算定するにあたっては、報酬算定に係る届出までに研修計画を定めることとなる。

特定事業所加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.2) 平成21年4月17日 問30

Q.

特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所が、算定要件のいずれかを満たさなくなった場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について。

A.

特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以降に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定することとする。この取扱いについては特定事業所加算（Ⅱ）を算定していた事業所が（Ⅰ）を算定しようとする場合の取扱いも同様である（届出は変更でよい。）

また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。

ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定していた事業所であって、例えば、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることの要件を満たさなくなる場合は、（Ⅰ）の廃止後（Ⅱ）を新規で届け出る必要はなく、（Ⅰ）から（Ⅱ）への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日と関わりなく、

（Ⅰ）の要件を満たせなくなったその月から（Ⅱ）の算定を可能であることとする。この場合、国保連合会のデータ処理期間等の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。

例：特定事業所加算（Ⅰ）を取得していた事業所において、8月中に算定要件が変動した場合

8月の実績において、（Ⅰ）の要件を満たせないケース...8月は要件を満たさない。このため8月から

（Ⅰ）の算定はできないため、速やかに（Ⅱ）への変更届を行う。

特定事業所加算のQ&A

平成18年4月介改定関係Q&A (Vol.2) 平成18年3月27日 問35

Q.

居宅介護支援事業費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。

A.

別添①の標準様式（省略）に従い、毎月、作成し、2年間保存しなければならない。